

緊急事態宣言発令に伴う きっぷ・回数券のお取扱いについて

1 払いもどし期間について

緊急事態措置終了日の翌日から1年間です。

(発令期間中は、下記のお取扱いはいたしません)

なお、払いもどし開始日以降、混雑状況によっては後日の払いもどしをご検討ください。お客さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

2 使用開始前のきっぷの無手数料払いもどしについて

【対象のお客さま】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせる場合
- 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせる場合

【対象のきっぷ】

使用開始前の普通乗車券、トロッコ整理券、団体乗車券、企画乗車券（一部を除く）

3 回数券の払いもどしについて

【対象のお客さま】

2020年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券を使用しないため、払いもどしされる場合

【払いもどしの計算方法】

お申し出日にかかわらず、緊急事態宣言の翌日を払いもどし起算日とし、ご使用済みの券片に相当する運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。